

行政処分に関するお詫びとお知らせについて

東京ヤサカ観光バス株式会社

弊社は関東運輸局より平成 29 年 2 月 28 日付で行政処分（関自監旅第 300 号・301 号）を受けましたので公表いたします。今回の事案を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

- 1.対象営業所 本社営業所・舎人営業所
- 2.処分の内容 輸送施設の使用停止 10 日車

3.指摘事項及び違反事項

旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 3 違反

- (1)乗務時間等告示の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項）、
- (2)健康状態の把握義務違反（運輸規則第 21 条第 5 項）、
- (3)点呼の実施等義務違反（運輸規則第 24 条）、
- (4)運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第 38 条第 1 項）、
- (5)運行管理者に対する指導監督義務違反（運輸規則第 48 条の 3）

4.当該処分に基づき講ずる処置

関係法令の遵守と運行管理体制の強化を図る改善策を実施しています。

以上